

# 農薬使用者の安全・安心のために！

公益社団法人 緑の安全推進協会 (2023)

農薬使用者は、農薬ラベルの記載内容を正しく理解し遵守するように取組むだけでなく、適正な準備、使用、管理、保管、廃棄などの継続的な改善も重要です。

当協会は、農薬使用者の「適正使用」と「安全性の確保」の一層の向上を目的とし、以下の活動に取り組んでいます。ご活用の上、ご協力ご支援をお願いいたします。

## 1 講師の派遣

「農薬の安全性はどのように確認されているのか?」、「農薬使用の際には何に気を付ければいいのか?」、「住宅地通知等について知るべきことは何か?」「農薬マスク・防除衣の選び方や着用をどうすればよいのか?」など、農薬の安全性や適正使用に関する理解を深めしっかりと対応したい。こんな要望はありませんか。

当協会では、農薬に関する勉強会や研修会へ講師を派遣し、農薬の理解を深めていただく活動に取り組んでいます。

2022年度は、生産者団体、都道府県等から依頼を受け、164件の講師派遣をしています。実績や申込方法は、当協会ホームページ「講師派遣案内」でご覧いただけます。

また、Web会議や資料提供等現場ニーズに応じた対応をしておりますのでお気軽にご相談ください。原則無償で講師を派遣しております。



## 2 リーフレットの配布

農薬使用者の勉強会や研修会等のなかで、農薬の適正使用、危被害防止対策、関連する法令等の要点を解説するリーフレットを希望されることはありませんか。

協会では、各種リーフレットを作成し、ご要望に応じて提供しています。

2022年度には、16種類のリーフレット作成し、228箇所計121,049部をお送りしています。2023年度は新たに「IPMに関するリーフレット」「ドローンに関するリーフレット」を作成することになりました。この2つのリーフレットは完成次第ホームページで案内します。

リーフレット内容や申込方法は、当協会ホームページ「トピックス」⇒「農薬に関するリーフレット」でご覧いただけます。お気軽にお申込みください。





### 3 電話相談

農薬およびその使用に係る安全・安心のためには、最新かつ確かな情報が不可欠です。

当協会に「農薬でんわ相談窓口」の専用ダイヤル（03-5209-2512）を設けて、農薬使用者や指導者はもちろん、一般の方からの質問、疑問、相談をお受けして、回答や提案、助言などを差し上げています。お気軽にお電話ください。

時間（平日 9-17 時、夜間休日の留守電あり）

### 4 緑の安全管理士（現場の指導者）の育成

「緑の安全管理士」は、病虫害・雑草の防除に関する高度な知識と技能を習得し、農薬の適正使用の普及及び指導・監督を行い得るものとして、当協会が認定する資格です。

農林水産省と環境省は、局長通知「住宅地等における農薬使用について」（平成 25 年 4 月 26 日付け）の中で、地方公共団体が病虫害等の防除を外部委託する際、業務実施上の責任者が「緑の安全管理士」等の資格を有していることを入札資格の要件とするなど、防除関係者に資格の取得を求めています。

本資格には「農耕地分野」と「緑地・ゴルフ場分野」の 2 分野があり、いずれも 5 年毎に資格更新（更新研修会は毎年開催）することで、最新情報の収集、知識や技術の向上を図っています。

都道府県が認定する農薬管理指導士等の取得に必要な研修や試験が「緑の安全管理士」の資格者には免除する等の措置を講じている都道府県\*があります。

[\* 北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、栃木県、群馬県、東京都、山梨県、長野県、三重県、和歌山県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県]



ご希望、ご相談、ご質問等は、協会事務局（電話：03-5209-2512）へご連絡ください。

#### 事業活動のご支援についてのお願い

##### 賛助会員制度のご紹介

当協会の趣旨に賛同し、活動を支援していただける企業・団体様には賛助会員の制度を設けております。

詳しくは、協会ホームページ「協会案内」、また 03-5209-2511（協会事務局）にお問い合わせ下さい。

公益社団法人 緑の安全推進協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4

TEL.03-5209-2511 FAX.03-5209-2513

<https://www.midori-kyokai.com>

